

梅林寺「有馬家^{ありまけたまや}霊屋^{とう}5棟」の重要文化財指定について

1 文化庁・福岡県と連携した文化財保護に向けての取り組み

- 有馬家霊屋の重要文化財指定の端緒は、平成19年に梅林寺を訪れた当時の文化庁監査官により、歴史的建造物としての重要性について、教示を受けたことに始まります。
- その後久留米市では、所有者である梅林寺のご理解とご協力のもと、平成19年度から平成28年度にかけて有馬家墓所の^{れいびようけんちく}霊廟建築や石塔などの調査を継続して実施し、調査報告書を刊行しました。調査の間、文化庁の文化財調査官には現地にて指導を受け、また、福岡県教育委員会とも綿密に連携をとりながら、調査後の保存方針を検討してきました。

2 重要文化財指定に向けて

- 久留米市では、国の重要文化財指定に向けて平成29年3月に有馬家霊屋の調査報告書を刊行し、文化庁に調査成果を報告しました。
- 本年度にはいり、文化庁より重要文化財指定についての具体的な打診をいただき、梅林寺と今後の方針について協議を行いました。また、福岡県教育委員会とも調整を行い、それを受けて、文化庁の文化財調査官に指定に向けての現地調査をお願いしました。
- 文化庁・福岡県教育委員会・久留米市の三者で指定申請の内容の検討や、必要な書類の作成に取り組み、9月10日付けで、文化庁に対し有馬家霊屋5棟の重要文化財指定についての^{いけんぐしん}意見具申を行いました。
- 文化庁では、久留米市の意見具申の内容に基づき、国の文化審議会に諮問を行い、10月19日に、重要文化財指定の答申を受けました。

3 今後の保存と活用

- 有馬家霊屋5棟は、今後2～3か月後に官報告示により正式に国の重要文化財となる予定です。
- 今後は、梅林寺と協議を進め、国の重要文化財としての公開活用を具体化していくとともに、霊屋の保存修理事業実施のために福岡県教育委員会及び文化庁と調整を進めていきます。

基本データ

指定種別：国指定有形文化財 建造物 （重要文化財）

名称：有馬家^{ありまけたまや}霊屋 5棟

内容：梅林院^{ばいりんいん}霊屋 附 五輪塔 3基 石燈籠 2基

春林院^{しゅんりんいん}霊屋 附 五輪塔 4基 石燈籠 2基

春林院^{いはいびょう}位牌廟 附 宮殿 1基 石燈籠 1基

長壽院^{ちやうじゆいん}位牌廟 附 宮殿 1基 石塔 1基 石燈籠 2基

瓊林院^{けいりんいん}位牌廟 附 宮殿 1基 石燈籠 2基

築造時期：江戸時代前期 寛永7年（1630）～承応4年（1655）